

小規模事業者 **持続化補助金** を活用して

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

デジタルサイネージ

をはじめよう



より効果的で**インパクトの高い情報配信が可能**。
視認性が高く、ポスターや看板などのアナログ媒体よりも
一歩目立たせることができます。
アナログでは不可能な「スペースに縛られない」、
情報量が多く、訴求力の高い宣伝を実現。

■販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ）

※小規模事業者が販路開拓や集客、売上アップを目指して行う取り組みにかかる費用の3分の2（上限50万円）を国が補助してくれる制度です。

広報費【対象となる経費例】

屋内55型デジタルサイネージ

・ 55型サイネージ本体	215,000円
・ 専用サイネージスタンド	46,000円
・ DJ-Signage放映端末	89,000円
・ 放映コンテンツ製作費	190,000円

費用合計 **540,000円**

補助費用(費用合計の2/3) **360,000円**

費用負担合計 **180,000円**

※当社からのご提案の一例です。 ※申請後の審査が可能な場合

詳しくはこちらをご確認ください。

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

補助対象者

商工会議所/商工会の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」

【業種/人数】

- ・ 商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）/常時使用する従業員の数 5人以下
- ・ サービス業のうち宿泊業・娯楽業/常時使用する従業員の数 20人以下
- ・ 製造業その他/常時使用する従業員の数 20人以下

補助率・補助額

- ・ 補助率：補助対象経費の2/3以内
- ・ 補助上限額：50万円
- 75万円以上の補助対象となる事業費に対し、50万円を補助します。
- 75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。

第三事業部

住所：札幌市白石区平和通15丁目北1番21号
TEL:011-827-8330 FAX:011-827-8331

